

令和6年度第3回公聴会及び
第7回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会
議 事 録

令和7年3月17日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

令和6年度第3回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会公聴会議事録

【公聴会】

- 1 開催日時 令和7年3月17日（月） 午後1時00分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信
- 4 開催通知を 令和7年3月10日（月）
発した日

5 通知した項目

- 1 あさりの殻長制限について

6 出席者

（委員：11名）

森友 信、梅田 孝夫、小田 貞利、河野 直行、河内山 満政、内藤 武、松浦
栄一郎、田中 友之、市川 秀次、山田 歳彦、渡壁 勝則

（県及び事務局）

水産振興課

生産振興班

主幹 木嶋 久登

主査 吉田 剛

主任 國森 拓也

漁業調整取締班

主査 吉中 強

技師 大谷 拓也

下関水産振興局 水産課水産班

主査 金近 哲彦

岩国・柳井・周南農林水産事務所 水産班

主査 土井 健一

山口・美祢・周南農林水産事務所 水産班

主査 田中 全

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局

事務局長 向井 秀

書記 枝廣 直樹

書記 中元 佑香

7 公聴会の結果

公聴人の出席がなく終了した。

8 審議の概要

向井事務局長 定刻となりましたが、公聴人の出席がございませんので公聴会の方
はこれで閉じさせて頂きたいと思います。

（13:00 終了）

令和6年度第7回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和7年3月17日（月） 午後1時00分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信
- 4 開催通知を 令和7年3月10日（月）
発した日

5 通知した議題

(1) 議 題

- 第1号議案 あさりの殻長制限について（委員会指示更新）
- 第2号議案 いかこぎ網漁業の操業制限について（委員会指示更新）
- 第3号議案 山口県資源管理方針の一部改正について（諮問）
- 第4号議案 漁業法第14条第8項に基づく山口県資源管理方針の一部改正について（諮問）
- 第5号議案 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲量について（諮問）

(2) 報告事項

- ア 漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告について
- イ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（さば類）

6 出席者

（委員：11名）

森友 信、梅田 孝夫、小田 貞利、河野 直行、河内山 満政、内藤 武、松浦 栄一郎、田中 友之、市川 秀次、山田 歳彦、渡壁 勝則

（県及び事務局）

水産振興課

生産振興班

主幹 木嶋 久登

主査 吉田 剛

主任 國森 拓也

漁業調整取締班

主査 吉中 強

技師 大谷 拓也

下関水産振興局 水産課水産班

主査 金近 哲彦

岩国・柳井・周南農林水産事務所 水産班

主査 土井 健一

山口・美祢・周南農林水産事務所 水産班

主査 田中 全

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局

事務局長 向井 秀

7 傍聴人 出席者なし

8 付議事項及び審議結果

(1) 議案

第1号議案 あさりの殻長制限について（委員会指示更新）

【審議結果】

原案のとおり委員会指示を更新することを決定した。

第2号議案 いかこぎ網漁業の操業制限について（委員会指示更新）

【審議結果】

原案のとおり委員会指示を更新することを決定した。

第3号議案 山口県資源管理方針の一部改正について（諮問）

【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

第4号議案 漁業法第14条第8項に基づく山口県資源管理方針の一部改正について（諮問）

【審議結果】

別添のとおり、知事に答申することとした。

第5号議案 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲量について（諮問）

【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

(2) 報告事項

ア 漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告について
水産振興課から報告を受けた。

イ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（さば類）
水産振興課から報告を受けた。

9 審議の概要

向井事務局長 ただ今から令和6年度第7回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会を開催いたします。

ここで資料の修正をお願いいたします。本日出席予定でした小林委員が急遽欠席という報告がございましたので、出席者の名簿から削除していただくようお願いいたします。

本日は、委員定数15名のうち11名の委員にご出席をいただいておりますので、漁業法145条の規定により委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

開会にあたりまして、森友会長からご挨拶をいただければと存じます。

森友会長 皆さん、こんにちは。年度末のお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

本日は第22期の最後の委員会となります。例年、この委員会の開催回数は年に5回か6回ですが、今年度は7回目の開催であり、通常より多く、皆様にはご足労をおかけしましたが、それだけ審議いただく議題が増えており、この委員会の重要性も増しているものと思います。

本日も委員の皆様の慎重なご審議をお願いして、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いします。

向井事務局長 ありがとうございます。それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、同委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき「会議の議長は、会長をもって充てる」こととなっておりますので、以降の進行は森友会長にお願い致します。

森友会長 議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。今回は、小田委員と河内山委員にお願いします。

それでは第1号議案「あさりの殻長制限について」事務局から説明をお願いします。

中元書記 はい。事務局の中元です。令和6年度第7回瀬戸内海海区漁業調整委員会資料と記載されてある資料の1ページをお開きください。

第1号議案について、令和7年3月10日付で山口県知事から当海区会長宛てに、あさり殻長制限にかかる山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会指示の発出について要請がなされています。

こちらの委員会指示は、殻長3センチメートル以下のあさは採捕してはならないというもので、今月末をもって委員会指示の有効期間が満了するため、委員会指示の更新をするよう要請があったものです。

続いて、3ページをお開きください。3ページに委員会指示の案をお付けしております。

まず、1番 指示の内容としては、殻長3センチメートル以下のあさは、採捕してはならない。

ただし、第1種共同漁業を内容とする共同漁業権に基づき種苗として採捕する場合、又は山口県漁業調整規則（令和2年山口県規則第46号）第48条第1項の許可（同規則第36条第1項に規定するあさに係るものに限る）を受けた者が採捕する場合は、この限りではない。

2 番 適用海域は山口県瀬戸内海海区、3 番 指示の有効期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとなっております。

続いて、あさり資源管理の取り組みについては、水産振興課から説明をお願いいたします。

吉田主査

はい、水産振興課生産振興班の吉田と申します。

それでは、資料の 2 ページをお開きいただきまして、資料に基づき説明をさせていただきます。

あさりの殻長制限というところで、この取り組みについては、皆様ご承知の通りですね、山口県内のあさを増やしていこうという資源回復計画に基づいて、その中で、漁業者等からですね、資源管理上、再生産 1 回はですね、産卵をしたアサリを保護しないといけないということで、殻長 3 センチメートルのアサリを採捕してはならないという委員会指示を発出していただいているところでございます。

資料の 2 ページをお開きください。取り組み状況といたしましては、平成 18 年から資源回復計画を策定して、あさりの資源回復に向けた取り組みということで様々な政策を実施してきました。

簡単に説明いたしますと、まずはこの委員会指示にあります殻長制限、3 センチ以下の採捕禁止というところと休漁期間、(2) と (3) ですね、資源管理を関係者間で合意しながら進めてきたところです。

(4) のですね、被覆網管理や母貝団地の造成など、あさが育ちにくくなっている海洋環境の中で、どのようにすれば、アサリが大きくなって生産に結びつくかというところで、ナルトビエイの食害被害等により何も措置をしないところにはアサリの稚貝が大きく育つような環境がないというところで、網で覆って、その中に種苗放流をしたりですね、他地区からアサリの稚貝を移植したりというところを実施してきているところです。

続いて、その食害動物につきましても、ナルトビエイを筆頭に、様々な食害生物が挙げられますけども、代表格とナルトビエイについてはですね、現在でも駆除しているというところでございます。

(6) については、海域によってはですね、小さい稚貝は立つんだけどもそれ以上大きくならないと、そういった地域があることから、そういった地域についてはですね、いわゆる先ほど申し上げた、被覆網をすれば大きく育つような、そういった海域にですね、移植するなどですね、瀬戸内海全域を通じてですね、こういった資源管理を取り組んであさりの生産を増やしていこうという取り組みを行ってきたところでございます。

この委員会指示につきましてはですね、その取り組みの 1 つである殻長制限について、3 センチ以下の採捕をしてはならない、それを採捕してはならないというところを発出していただいたところでござい

ますけども、現時点ではですね、こういった取り組みを行っている中で、こういった殻長制限っていうのは必要になってくるところでございますので、今回ですね、1 ページにあります通り、委員会指示の更新をですね、再度お願いするものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

森友会長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

-----質問等なし。-----

森友会長 ご意見等がなければ、原案どおり委員会指示を更新することとしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 はい、異議なしと認めます。第 1 号議案は原案通り委員会指示を更新することとします。

それでは第 2 号議案「いかこぎ網漁業の操業制限について」事務局から説明をお願いします。

枝廣書記 はい、事務局の枝廣です。座って説明させていただきます。

資料の 4 ページをお開きください。まず、概要ですがけれども、山口県、愛媛県、福岡県、大分県及び関係海区漁業調整委員会は、伊予灘、周防灘におけますしりやけいか資源をですね、共通の資源と認識して、それを永続的に利用するためにしりやけいかを採捕する漁業の操業を制限する確認書というものを交わしております。

この確認書の内容を担保するために、本県では、底びきの操業を制限する委員会指示を毎年発出しているところです。

この委員会指示の有効期間の満了日が近づいておりますけれども、引き続き確認書の内容を担保する必要がありますので、現状と同じ内容での委員会指示を更新することについて、本日、ご審議いただくものになります。

2 番に、経緯をですね、参考として載せております。

かいつまんで説明させていただきますけれども、(1) にあります通り、昭和 50 年代の前半からですね、別府湾で底びきによってしりやけいかが大量に獲れるようになり、近隣県との操業上の問題が生じるようになっております。

それを受けまして、水産庁の瀬戸内海漁業調整事務所の斡旋によりまして、4 県で協議を開始しました。

(4) のところにあります通り、昭和 54 年にですね、このしりや

けいかの採捕に関する確認書というものを交わすことが合意をされておりまして、以降ですね、委員会指示について確認書の内容に沿って更新をしてきているということになります。

で、一番下の（１０）のところに書いてますけれども、直近の確認書はですね、令和６年の１０月３１日付で調整委員会でも協議をしていただいた上で更新をされているところです。

次の５ページから７ページにかけて、その確認書を載せてございますけれども、線を引っ張っているところの内容を担保する形で委員会指示を発出しているということになります。

委員会指示の案を８ページに載せておりますので、８ページをご覧くださいだと思います。

漁業法第１２０条第１項の規定に基づき、いかこぎ網漁業の操業制限について次の通り指示をすると。

１番 指示する内容 （１）制限する漁業 小型機船底びき網手繰第二種漁業（なまここぎ網、かきこぎ網漁業を除く）のうち、次の事項に該当する漁具を使用するもの（以下「いかこぎ網漁業」という）。

ア 袖網の袖口または手木の部分の高さ（沈子網から浮子網までの高さをいう）が３メートル以上のもの、イ 袋網の魚捕部分の網目が１５センチメートルにつき１０節未満のもの、これらを、いかこぎ網漁業と定義をしております、（２）制限する内容としまして、今のいかこぎ網漁業は、次に掲げる区域、期間、時間以外に操業してはならないということで、操業区域につきましては隣の９ページの方に図面で載せておりますけれども、グレーで色塗りをしている海域ですね、大分県の黒津鼻と八島を結んだ線より南側、祝島の東端と大分県の関崎を結んだ線より西側の海域ということになります。

操業期間ですけれども、操業期間としましては令和７年の１２月１５日から令和８年の２月末日まで、ただし、土曜日を除く、操業時間は毎日午前６時から午後３時までで、指示の有効期間につきましては令和７年の４月２１日から令和８年４月２０日までということで、これまでと同じ内容としております。

以上、この委員会指示を更新することについてご審議いただければと思います。

森友会長

説明が終わりましたが、ご意見やご質問はございませんか。

-----質問等なし。-----

森友会長

ご意見等がなければ、原案どおり委員会指示を更新することとしてよろしいでしょうか。

森友会長 はい、異議なしと認めます。第2号議案は原案通り委員会指示を更新することとします。

 それでは第3号議案「山口県資源管理方針の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

中元書記 はい、事務局書記の中元です。お手元の資料の10ページをお開きください。

 第3号議案について、令和7年3月10日付で山口県知事から当海区会長宛に諮問がなされています。

 説明は水産振興課からお願いします。

吉田主査 はい、水産振興課生産振興班の吉田でございます。

 それでは、資料に基づいて第3号議案を説明させていただきます。

 資料の11ページをご覧ください。山口県の資源管理方針の一部改正ということで、概要欄の一番上の図に書いてありますけども、山口県資源管理方針というものは、資源管理については数量管理ですね、TACが基本となっているところでございますけども、TAC管理対象魚種についてはですね、一番上の図の左にありますTACというところで、国がそれぞれの資源の状況に応じて年間に漁獲してもいい量を設定して、それを大臣管理漁業なり、都道府県に配分するという形になっております。

 それを受けて、関係都道府県については、それぞれの県が定めた資源管理方針に基づいて、自らの県内の関係漁業種類に配分する配分基準をその方針の中に定めて、関係漁業種類に配分するという仕組みになってございます。

 今回ですね、くろまぐろについては小型魚と大型魚それぞれ分離して管理しているところでございますけども、くろまぐろの小型魚に関しまして、その配分基準等を変更するという一部改正についてご意見を賜りたいというところでございます。

 まず1点目でございますけども、ご承知の通りですね、くろまぐろにつきましましてはWCPFCという国際機関が資源管理をしております、その関係国の1つに日本も入り資源管理をしているところでございます。

 令和7年度からくろまぐろの資源が少し上向いているところから、日本におきましては小型魚が10パーセント、大型魚50パーセント、枠が増えております。

 これに伴って山口県内の主に日本海側でございますけども、くろまぐろの資源管理を具体的に協議している協議会がございまして、

その中で、その配分基準をですね、一部変更するという話になりましたので、この管理年度、4月から管理年度が新たに始まりますので、諮問をさせていただいた訳です。

具体的に国が枠を配分するタイミングが年間2回ございます。

当初配分と追加配分、2回あるのですが、その追加配分の基準をこの度変更するということです。

従前は、くろまぐろの資源管理が始まった平成25年から27年の漁獲実績に基づいて関係漁業種類に配分していたところを、来年度からは、直近の獲れ高に応じて配分するというのを、追加配分時のみ適用するということになりましたので、基準を変更するというものでございます。

続いて、もう1点ほどありますけれども、WCPFCですね、11ページの一番の下の部分でございますが、WCPFCという国際機関の合意の中で、できるだけゼロ歳魚、いわゆるヨコワサイズの漁獲量を増やさないように努めるという努力規定が関係国で合意されたということで、それを担保する規定をですね、各都道府県の資源管理方針の中にも規定するように水産庁から指示が出たところでございますので、その努力規定をですね、追加するというものでございます。

詳細は14ページにあります新旧対照表に記載しておりますが、詳しい説明は割愛させていただきます。

第3の但し書き以降に、追加配布にあたっての配分基準を具体的に定めるということと、第4の方には、ゼロ歳魚の漁獲実績を基本的には抑えていくというところの規定を盛り込むというところでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はございませんか。

-----質問等なし-----

森友会長 よろしいでしょうか。意見がないようですね。
知事からの諮問に対して、特に異議はない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 はい、どうもありがとうございます。異議なしと認めます。
第3号議案については、特に異議はないと答申することとします。
それでは、第4号議案 「漁業法第14条第8項に基づく山口県資

源管理方針の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

中元書記 はい、資料の１５ページをお開きください。令和７年３月１０日付で山口県知事から当海区会長宛てに諮問がなされています。
説明は水産振興課からお願いします。

吉田主査 引き続き、生産振興班の吉田から説明をさせていただきます。
資料の１５ページをお開きください。
漁業法第１４条第８項に基づく都道府県の資源管理方針の変更ということで、こちらについてはですね、昨年１２月にかたくちいわしの瀬戸内海系群を資源管理方針のＴＡＣ魚種に位置付けるかどうかというところで諮問をさせていただいたところでございます。
資料の１７ページをお開きいただければと思うのですが、その２の２つ目のポツですね。

１２月に諮問させていただいたところでございますが、ＴＡＣ管理というのは、それぞれの漁業の漁獲量によってですね、資源をコントロールしていこうという取り組み、施策でございますが、かたくちいわしについては、漁業による漁獲以外の環境から受ける影響など様々なところでいわゆるＴＡＣ管理になかなか馴染まないのではないかと、そういった議論が色々あったところでございまして、最終的にはですね、かたくちいわしをＴＡＣ管理にした場合、漁業生産力の発展を阻害する懸念があると、ＴＡＣ管理ではその漁業生産力の発展につながらないのではないかというような答申をいただいたというところでございます。

それを受けて県としましては、その答申内容を重く受け止めてですね、国に対して、県の方針上にかたくちいわしの瀬戸内海系群をＴＡＣ魚種に位置付けるというところは保留をしたところでございますが、この度ですね、資料の１６ページに添付しておりますが、農林水産大臣から山口県知事に対して、このかたくちいわしの瀬戸内海系群を、山口県の資源管理方針においてＴＡＣ魚種に位置付けることについてですね、簡単に言うと命令のような通知文が出されました。

これはですね、基本的には国が資源管理方針においてＴＡＣ魚種と位置付けたものについてはですね、法令上それぞれの関係都道府県の資源管理方針に位置付けないといけないというような規定になってまして、この度ですね、１２月において山口県が国に対して、かたくちいわし瀬戸内海系群を県の方針にＴＡＣ魚種として位置付けるための変更承認を保留したということから、法律に基づいてですね、国の方でＴＡＣ魚種に位置付けたのだから、県の方においては法律に基づいて国の資源管理方針に即してＴＡＣ魚種に位置付けなさいというような通知文が来たというところでございます。

それが資料１７ページの３に書いてあるというところでございますので、これはですね、いわゆる法律に基づいての義務規定でございますので、県としてはですね、これを受けて、県の方針において、かたくちいわし瀬戸内海系群をＴＡＣ魚種に位置付けることにせざるを得ないという状況になっているというような状況でございます。

資料の１８ページの（２）でございますけれども、県としてはこのかたくちいわし漁業については、瀬戸内海の東部地域の非常な重要な産業であるということに加えて、関係漁業で資源管理を行っており、うまくいっている。

そういった状況の中で、国が我々が持っている不安を解消せずにＴＡＣ管理を進めるということに関して色々と意見申し上げて、そういったことから、昨年の１２月に県としても、委員会の答申を踏まえて、県の方針にかたくちいわし瀬戸内海系群をＴＡＣ魚種に位置付けることを保留したところでございますけれども、こういった、国から大臣通知という強制的な命令が来たというところで、この度ですね、変更せざるを得ない状況になっておりますけれども、引き続きですね、国への対応としましては、いわゆるかたくちいわしの漁業が今やってる資源管理がＴＡＣ制度に移行したことによって、後退しないようなルール作りということと、我々が持っている不安というものが解消されずに進められたという経緯がございますので、それについても、しっかり意見を聞いていただくというところで、漁業者の意見をですね、しっかりとその制度に反映してもらおうというところをですね、地元の漁業者とですね、協議しながら進めて行きたいなというところでございます。

県内の漁業者への対応といたしましては、定期的に説明会等を開催してですね、国との協議の状況、進捗状況などの情報提供を行って意見交換を行うというところと、漁業者の方々が色々ご不安を抱えてらっしゃると思いますので、意見を吸い上げて水産庁との協議に反映させていくというところで、今後も引き続きですね、我々の県内の漁業者が抱えている不安を取り除きながら、丁寧にですね、対応することを国に対して求めていきたいなという風に考えているところでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

森友会長

県からの説明ありましたが、国においては、１１月に瀬戸内海のかたくちいわしをＴＡＣ魚種として指定したため、１２月の当委員会において、県から県方針を変更することについて諮問がありましたが、かたくちいわしをＴＡＣ魚種と位置付けることによって漁業生産力の発展を阻害する懸念があるとして容認できない旨を答申したところで

しかしながら、この度、漁業法第14条第7項の規定に基づき、大臣通知がなされ、県方針においてかたくちいわしをTAC魚種に位置付けなければならない状況とのことであり、この件について、再度、関係漁業者に対して説明を行い、その結果を踏まえて、委員会事務局、副会長と協議の上、答申案を作成いたしましたので、今から委員の方々に配布し、事務局が読み上げますのでご意見いただきたいと思います。

-----答申案を各委員に配布-----

枝廣書記

それでは、今お配りしました答申案につきまして、事務局の方から読み上げさせていただきます。

漁業法第14条第8項に基づく山口県資源管理方針の一部改正について（答申）

本委員会は、令和6年12月24日付け令6山瀬漁調第58号にて、「かたくちいわし瀬戸内海系群」の特定水産資源に位置付けることについては、同種のTAC管理の運用による漁業生産力の発展を阻害する懸念があるため容認できないとの答申を行ったところである。しかしながら、本件に関し、法第14条第7項に基づく大臣通知が発出され、県の方針変更を強要する形で介入し、県はその通知に従い変更承認申請の手続きを進めざるを得なくなったことは、「関係する漁業者の理解と協力を得た上で取組みを進めていく」とする国の見解とはかけ離れた対応であり、極めて遺憾である。

本県の漁業者は、資源管理の必要性を理解しつつも、本系群のTAC指定に関する議論の進め方に強い不安と不満を抱いている。特に、短命魚種である本系群の資源評価は不確実性が高く、科学的根拠の説明が不足したまま管理が強行される懸念が払しょくされておらず看過できない。

本委員会としては、県知事が、法第14条第7項に基づく大臣通知を受け、県方針の一部改正を進めざるを得ない状況であることは理解しつつも、国の一方的な対応について改めて遺憾の意を表するとともに、同系群のTAC管理の運用に関して、下記の各項目を確実に実現するよう強く要請する。

ついでには、知事におかれては、本答申の趣旨を十分に踏まえ、本県漁業者の立場が適切に反映されるよう、国との協議において強く働きかけていただくとともに、漁業者が安心して操業を継続できる環境整備に尽力されるよう強く要請する。

また、今後のTAC管理の運用において、本県の漁業の実態や漁業者の意見が適切に反映されるよう、引き続き関係者との十分な協議を行うことを求める。

記

1 同系群の資源評価の不確実性を踏まえたルールづくり

資源管理基本方針 別紙 2-4 9 第 8 の 2 に規定する、いわゆる『獲っても問題のない資源が獲れなくなることが発生しないルールづくり』について、その実効性を検証し、機能するかどうかを確認した上で、漁業者に丁寧に説明し、漁業者の理解を得た上でないと、ステップ 3（数量管理の厳格な適用）に移行しないこと。

2 ステップアップの各段階での漁業者の理解と協力

ステップアップの各段階において、漁業者の意見を十分に考慮し、科学的根拠に基づいた説明を徹底した上で、漁業者の納得を得た上で進めること。

3 漁業実態と既存の資源管理の取組を踏まえた公平な漁獲配分の検討

漁業の実態やこれまでの資源管理の取組を踏まえ、漁業者間の不公平感が生じないような漁獲配分の仕組みを含めた適切な管理手法を検討すること。

以上です。

森友会長 はい、今説明のあった答申案を基に委員の皆さんでご審議していただきたいと思いますが、ご意見、ご質問ございませんか。

梅田副会長 いいですか。

ちょっと単純なことを聞くのだけど、この国からの指令ですが、これに従わないとどうなるのですか。

吉田主査 よろしいですか。水産振興課からお答えいたします。

資料の 18 ページをお開きいただければと思いますけども、この度の県方針変更の趣旨というところでございますが、かたくちいわし瀬戸内海系群については、既に、この 11 月に国として TAC 魚種に指定しているというところでございます。

国として TAC 魚種に指定された場合は、法律に書いてあります通り、県においてもその魚種について、方針の中で TAC 魚種に位置付けないといけないということになってございますけども、仮にですね、位置付けなかったらどうなるのかというような趣旨のご質問と理解いたしました。

この県方針の変更の趣旨にも書いてます通り、TAC 管理を行う上で色々な事務手続きがございます。

例えば、国の方が定めた TAC、いわゆる漁獲可能量、1 年間に獲ってもいい漁獲量を、関係都道府県にですね、配分するという手続きがあるんですけども、その手続きを行えないという法律上の齟齬が出てくるというようなところ、簡単に言うと配分を受けることができない

ような状況になるということなど、様々なですね、支障が生じるということでございますので、現時点で本格的なTAC管理に移行をしていない中で、具体的に今時点でこういった支障があるかというところはなかなか答えづらいところでございますけども、今後ですね、TAC管理が進んで行く上で、本格的なTAC管理になった場合はですね、国からの配分は手続き上受けられないというような事態も想定されますし、19ページの8項に基づいて変更するということでございますけれども、法律の規定上もですね、変更しなければならない、都道府県知事は変更しなければならないという義務規定になっておりますので、法律を守る行政機関としまして、こういった通知を受けたところで従わないという選択肢はですね、なかなかできないというところでございますので、今後のTAC管理の運用上、配分を受けられない等の不利益が生じる懸念があるというところと、行政機関として義務的な通知が来た場合は、それを受けて、なかなかそれに従わないという判断は難しいというような状況でございます。

梅田副会長 基本的には分かりますが、国はこういうケースを想定していなかったと思います。

国が例えばTACに移行するとします。その時に、国全体で10万トンTACですよとした時に、山口県に1万トンとか配布できないと、当然入ってないわけだからね。

入ってないけど、獲ったって良からうや、いや、そら獲ってはいけないとか、そういうような想定がされてないんでしょ。

国も最初TACやるときに。まさかこういう反対が出るとは思っていないと思うよね。

だから、いや、その法律に書いとるからというだけの話みたいな気がしてならんわけね。

その辺はもう変えようがないということですね、現時点ではね。

河野委員 何も分っていない人が決めているのだろう。内容を知る人間じゃないんでしょう。とぼけるなと言いたい。

机の上で計算してああです、こうですと言っているだけで、何も現状が分かっています。

今、漁が良いところは一つありません。

漁業者が魚を獲れなければ、国は漁業者の面倒を見てくれるのですか。

なんでもかんでもTACです。

変更する必要はありません。放っとけばいいです。

漁師に死ねというようなものです。良いことは何もありません。

私等はいわしを獲らないから良いですが、獲る者は腹を立てます。

吉田主査 県といたしましては、先ほど申し上げました通り、国としてですね、こういったこと、かたくちいわしのTAC管理を進めていくという中で、先ほど申し上げた具体的な支障が生じる懸念があるというところの中でどのようにちょっと現場の漁業生産と折り合いをつけていくかっていうところが今後の課題だと認識しております。

直ちにこのTAC管理が始まるのではなくて、ちょっとこの今回の資料には付けてませんけども、いわゆる準備期間、ステップアップ管理という準備期間を設けて、その中で水産庁の方も関係漁業者の意見を聞くと言っておりますので、県としてはですね、各委員さんから今厳しいご意見いただきましたけども、現場の生産者が困らないようなルール作りっていうのをしっかりと国の方に意見をしていくという形で、今後も対応していきたいと考えておりますので、引き続きご指導よろしくお願いいたします。

河野委員 もう法律的に決まっているとここに書いてあります。何を言ってもどうもならないということでしょう。

法律で決まっているものを貴方達が何を言おうと変わる訳がありません。

吉田主査 TAC管理という大きな枠組みはもう覆すことはできないのですけども、その細かな運用で漁業者の現在の漁業生産を救えるというところは、県としても考えるところがございますので、そういった点をしっかり国の方に、細かいルール作りっていうのをしっかりやっていたくというふうに考えております。

よろしくお願いいたします。

梅田副会長 それで、委員会から県に、県方針の改正についてこういう答申をしますよっっちゃうんで、記以下がこういう形になるよんという話ですね。

それで、例えばステップアップ期間が過ぎてTACになるって時に、ここに書いてある1、2、3というのが実現できない場合、これもまた強引に、それ言うのだったらTACの配分をしないと、そういう脅しが来る恐れがあります。

それともう一つ、調整委員会の会長名のこの答申書は県知事にも当然だけど、国にもこういうことだということを伝えることできないのですか。

吉田主査 この答申書、まだ案というところがございますけども、県方針の国への承認申請にあたっては、海区漁業調整委員会からどのような答申

があったかっていうのを、資料としてですね、添付することになって
ございますので、委員会としてこういう意見があったっていうのはで
すね、県としてもそういう形で提出するというふうに考えております。

山田委員 漁業者に説明はされていると思いますが、それに対して漁業者から
何か声が出ていますか。

吉田主査 基本的にはですね、先ほど説明させていただいたところでございま
すけども、やはり今時点でしっかり資源管理をやって漁業生産も順
調に伸びていると、安定してるというところで、こういうTAC管理
に関してリスクを負うというところはかなり不安を感じてらっしゃる
ってというのが正直なところでございますけども、今回ですね、こうい
った国からの強制的な通知が来たというところで、再度ですね、県と
県漁協さん含めて一緒に、この3月の下旬にですね、浜回りをさせて
いただいたというところですけども、この今申し上げた、県としても
このステップアップ管理期間の中でしっかり現場の生産者の方が困ら
ないように対応していくというところと、法律に基づいて次に進まな
いといけないというところはお認識をいただいたという風に考えてお
りますので、県としてはですね、現場の漁業者を裏切らないように、
しっかりと国に意見を言って、最終的にTAC管理に移行したとして
も、現場の漁業者の方々が、今まで通りのですね、漁業操業を行える
ように対応していきたいと思います。

田中委員 漁業者として、よく説明をして分かるようにして、みんなが納得し
てやってくれて言いました。

それを国が、わしらが強いんじゃないからお前ら言うことを聞け、わし
らがよくしてやるんだから。

その考え方が見えるのですよ。なんとなく。

河野委員 なんとなくじゃない、その通りです。

田中委員 だから、漁業者が皆、それなら良いという説明を持ってきてから、
やって欲しいものです。

これが変だって言っているのではありません。皆が納得できるよう
な説明をして、こうやってこうなるからみんな良くなるということをし
きちっと漁業者に教えてやってくれてということです。

吉田主査 ご意見ありがとうございます。県としても今回のかたくちいわしの
TAC管理にあたってはですね、関係漁協に何回も足を運んで、今回
も各漁協に説明を行ったところでございます。

今後も資料の18ページにありますけども、漁業者がしっかり制度の内容を理解していただいて納得をしないと次に進めないというところは、委員会の答申案の中にありますけども、県としてもそのように思っていますので、引き続き国の説明をできるだけ分かりやすく咀嚼した上で関係漁業者の方々に説明をして、しっかり理解をしていただいた上ですね、進めていきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

梅田副会長 内容的には分かりますが、もう1つね、不満があるのはね、例えば、国からこういう文章、一方的に来るわけですね。

その前に、山口県の場合は、委員会でこういう意見が出て納得できないって言っていますというのは水産庁に伝わってるわけですよ。

これを出す前に1回ぐらいこっち来て漁業者と委員会を交えて協議をしたいとか、そういうような話はあったのですか。

森友会長 来たいと言ったけど私が帰しました。
今まで言うことと同じことを言って――。

梅田副会長 ちょっと話聞きたいというのがあったのですか。

森友会長 来ました。

梅田副会長 来たんですね。

森友会長 話になりませんでした。
水産庁はステップ1に入ると言いました。
下関に来ました。

梅田副会長 当たり前ですね。何もなく一方的に出したかと思いました。

森友会長 他の県も良いと言っているということでした。
何で話を聞かなければいけないのかと言って帰しました。

山田委員 船数は13か14でしょう。県もTACに入るといのなら個別にでも説得しないといけません。

森友会長 県は3月の初めから県漁協の職員2名を連れて浜回りをしてくれました。

山田委員 それをやってもだめでしたか。

吉田主査 すいません。３月の上旬に各浜を回りまして、一応基本的には、あえてリスクを負うＴＡＣ管理っていう部分については反発というか賛成はされなかったんですけども、準備期間っていうのがありますので、その中でしっかり県の方が、今までの漁業生産が続けられるような形のルール作りっていうのを意見してくれというところと、法律上、次のステップ、準備期間に突入するということに関しては、致し方ないというところまでは言わなかったですけども、そういった状況は認識したというところで、次のステップに行くっていうところについては大きな反対はなかったという風な印象です。

最終的なＴＡＣ管理にあたっては色々課題があると思いますので、準備期間の中で県としてもしっかり対応していきたいと思いますし、漁業者の方々がちゃんと制度の内容を理解していただくように県としても、定期的な説明会とか、国との協議の進捗状況などを情報提供して、必要に応じて、意見があればそれを水産庁に伝えていくというところを取り組んでいきたいという風に思っております。

よろしくお願いいたします。

田中委員 簡単なことでしょう。漁業者が良いことだと納得すれば誰も反対しないでしょう。

森友会長 そういうことは絶対ありません。田中さん。ＴＡＣやるから、ＴＡＣは資源管理ですから。

田中委員 不安があるのは説明をきちんとしていないからではないですか。

河野委員 説明してもダメです。
皆分かっています。良いことがないから文句を言っている訳です。

田中委員 国が言っていることを恐れることは何もあります。

河野委員 国が法律で決めたというから文句を言っています。

田中委員 その中で私等は賢いんだよ。お前らが馬鹿じゃから従えっていう、そのような勘違いじゃないのでしょうか。

河野委員 国はそう言っています。だからおかしいと言っています。

田中委員 本当におかしなことです。

河野委員 県に文句を言っても仕方ありません。
県も国から言われているのだから。
県を攻めている訳ではありません。しかし意見ぐらいは言わないといけません。

田中委員 国と私等の間に立っているのは県です。

河野委員 県に文句を言っているのではありませんが、県しか文句をいう所がありません。
国に連れて行ってくれるのなら意見はいくらでも言います。

森友会長 最終的には知事に国に訴えてもらいたいということで、この案を考えてみました。
やっぱりルール作りは大事です。瀬戸内海全域でやるんだから。
それで不公平感が生じないように、周年操業するところもあれば、山口県のように半年操業のところもあります。
そういうような中、漁獲枠で基準を決められると困ると漁業者が一番不安に思っています。

河野委員 そりゃそうですね。
獲らなければ枠がもらえない。それだからといって決められた枠がある。
良いことは一つもありません。

森友会長 大漁の時にどうするのか、それが一番難しい。

河野委員 良いことはありません。だから若い者は漁師になりません。
そんなことばかり国が言っているから。

森友会長 今回はこの答申案の1、2、3番を付けて知事に言ってもらわないと、協議に入るのもなかなか難しい面があります。
枠が決まってくるようになる話だから。
漁業者のために県も入って、うちの職員も漁業者にも会議に出てもらって意見を言ってもらうしかありません。

山田委員 ワーワー言いながらも、ステップ1に今年入りますっっちゃうことで、いや、ええとは言わんけど、生産者もどうにかその方向で言っとるんでしょ。

森友会長 いや、ステップ1に入っています。

TAC魚種にはなりました。今からルール作り等を行ってゆくことになります。

だからこのような答申案を付けて知事から農林水産大臣に言ってもらった方がいいと思っています。

答申案の記の3点が一番大事なことです。

梅田副会長 この委員会でこれで納得するかということですね。

森友会長 委員会としてこれで納得するかどうかということです。
納得せずに放り投げたらどうなるか分かりません。協議に入れなくなります。

山田委員 放り投げたら酷い目に合うでしょうね。

松浦委員 ある程度今までの取れ高があるはずだから、その枠というか今まで獲れた量いっぱいまでの量を答申したらいいじゃないでしょうか。

森友会長 いやいや、協議の中入って、今からまだ1年も2年も漁獲量を報告しなければいけません。
その協議に入らないと報告できません。

松浦委員 いや、だからその協議に入れさせてもらうためにね――。

森友会長 入らしてもらうではなく、入ってあげますというような感じでおらんとはいけません。

松浦委員 その時にステップ2で枠をこれだけもらうような――。

森友会長 それがね、周年操業と半年操業の差で今までの積み上げがやっぱり農林統計で違うと思います。
大概いままで全部、マグロもそうだけど、農林統計で分けてあります。
それで岩柳の方は大反対しています。
最初水産庁が来た時には、広島は半年操業だと言っていました。
何を言っているのかと大喧嘩になったことがあります。
よく調べると広島は2月まで操業しているので、謝ってきたことがあります。

梅田副会長 特に県の東部でいわし船曳を操業されています。もう広島湾ですからね。

だから、広島との関係は十分考えていかんといけません。

あっち側が周年操業で5, 000トン獲りましたこっちが半年操業で1, 200トンということで、広島が5, 000トン、こちらが1, 200トンと決められたのでは何か釈然としません。

その辺りは会議の中で主張して、山口県の漁業者の主張が通るようにしていかないといけません。

河野委員

だけど、量がなんぼというより漁業者がある程度生活ができるような考えで、たくさん獲ったらいけんとか、多いとかそういう問題ではないでしょう。

決めるのは決めてもええけど、漁業者がそれで普通に生活ができるようにしてくれないといけません。

漁がない時だったらその分次の年に枠をくれません。食えなくなります。

そんな馬鹿な、良いことは絶対ないってことになります。

本当に。

森友会長

マグロと一緒に。今頃になって他の県がワーワー言っています。

最初の頃は知らん顔をしていました。

新潟の国会議員がマグロで農林水産大臣と枠が少ないとやり合っていました。地元が言いよる。

これもやっぱりここまでやらんと、調整委員会の私はこれが一番の仕事だと思います。

だから、漁業者の声は大事にしないといけません。

河野委員

それが一番です。

かたくちいわしは私等には関係ないようなものだけど、ここはそういう場ではありません。

全体を見ないといけません。

実際は商売をする人間の意見をここで聞くのが一番良いと思います。

漁業者の本音を。どうなるどうならんじゃなくて。

本当にそこまで考えていないというならそれで良い。

森友会長

ここに岩柳玖珂の小田さんもいる訳だから、漁業者の声を直に聞いている訳だから。

河野委員

何もかも、さわりもTACでやっています。何もかも国は決めれば良いと思って、本当に漁業者をいじめるようなものです。

それは、規模が違うのだから。こんな田舎の瀬戸内海と都会では。

みそもくそも法律で決められてはたまりません。

山口県でも内海と外海で規模が全然違います。一つの県でも規模が違います。それを日本中ひっくるめて、あれはいけん、これはいけんとか、弱い者は止めてしまえというようなものです。

私も来年からいわしを獲ろう。

森友会長 最初からやると大金がいります。

河野委員 それは、絶対に無理ですね。

森友会長 今、1億では済みません。船だけでも7千万、8千万くらいかかります。

新造船なら1億円します。

加工場なども必要です。

河野委員 それなら余計たくさん獲らないといけませんね。

山田委員 今後に繋げるためには、この答申がベストということですね。

森友会長 色々意見を吸い上げた中で、これがベストではないかと思います。

山田委員 さっきの話ではありませんが、ここでぶった切る訳にもいかないでしょう。

森友会長 県も困っています。知事に命令が来ていますから。

山田委員 ステージに載せないと話にならないでしょう。

森友会長 その時に県や県漁協の職員や漁業者に頑張ってもらう必要があります。

小田さんも会議に出ています。

小田委員 2回、会議に出させていただきました。

基本的にTAC在りきでやるから。

まだいやまぐろは分かりますが、いわしのように2～3年で育つものを3年後に資源量を推定するようなことでは管理できないということを主張しています。

それを聞いてくれない。TAC在りきだから。

漁種によっては、TACを外してくれとか違う方法で管理してくれというのだけれど、聞いてくれない。

この案ですけど、自民党とかの水産部会に上げるとかの活動をしないためです。

森友会長

小泉進次郎が自民党の水産政調会長です。

鈴木宗男の娘が水産部会です。全漁連とか大日本水産会とか水産の問題を取扱うときには、部会等に出席させてくれていましたが、今は出席させてくれません。

農業は誰も出ないので、水産も出ないということになっています。

全部、自民党の中で決められる可能性があるので、水産庁も懸念を示していました。

小田委員

前に愛媛の密漁の話をしに行ったときには石破さんが農林水産委員長だからそういう会議に出させてもらいました。

そういう会議に出させてもらって意見を吸い上げてもらわないと水産庁の態度はどうにもなりません。

梅田副会長

水産庁も頭を変えないから今は――。

森友会長

知事にきているのだから知事から言ってもらわないといけません。

ここの立場としてみたら文書は知事に来ています。最初の委員会では、漁業者がいやいうものはしなくて良いということとした。

黙っているから農林水産大臣から通知が来た訳でしょう。

黙っていても良いかもしれませんが、黙っとくとステップ1に行っているから協議もできなくなります。

そういう様なことを知事が言って欲しいです。

吉田主査

今回諮問をさせていただいて、その答申を、この案の通り行くのであれば、今回は国が法律に基づいて変更しなさいという県に対する命令に近いようなものでございますので、それに対する応対文書といたしましては、この答申案を添付して、国の方に、しっかり知事名で返すことになるという風に考えております。

小田委員

返っても水産庁までしかいかないでしょう。結局、政治家のところ、水産部会とかまで持って行ってもらわないと意味がないよね。

水産庁で終わってしまう。

吉田主査

そうですね。県としてそういった手続きのルートっていうのがないところでございまして、当面はですね、この法律上の手続きについてはそのように対応するというところでございますけども、それ以上の対応っていうのはちょっと今の時点で案を持ち合わせておりませんの

で、今後の課題かなというところでございます。

河野委員 何をしても決まっています。今更何をしても変わりません。

森友会長 小田さんが言うようにかたくちいわしは2年魚です。資源量がどれだけあるか分かりません。

それでチリメンは獲りたい放題獲ってよいということです。理屈にあいません。

河野委員 出鱈目です。

森友会長 チリメンはいくらでも獲って良い。カエリはダメ。最初は良いと言っていたのにダメになりました。

それは、漁業者は納得しません。

今、ここで決めとかなないとまた、何も言えなくなります。

お願いしたいのは、この答申案を承認していただきたい。ぜひお願いします。

山田委員 一旦、答申しなければステージに立てません。

森友会長 分らないけど協議に呼ばれなくなると思います。

実は私も水産庁と喧嘩して物を言わなくなっています。

だから県にやってもらわないといけません。

皆さんも色々ご意見があると思いますけれども、答申案のとおり回答することとしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 はい、どうもありがとうございます。異議なしと認めます。

第4号議案については、そのように答申することとします。

それでは第5号議案「特定水産資源に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について」事務局から説明をお願いします。

中元書記 事務局書記の中元です。お手元の資料の26ページをお開きください。

第5号議案について、令和7年3月10日付で山口県知事から当海区会長宛に諮問がなされています。

説明は水産振興課からお願いします。

吉田主査 引き続き、生産振興班の吉田から説明させていただきます。

資料の 26 ページをお開きください。第 5 号議案ということで、令和 7 管理年度の知事管理漁獲量というところの設定についての諮問でございます。

資料ですね、飛びまして、33 ページをお開きください。

第 5 号議案につきましては、先ほどですね、第 3 号議案の中でも少し関連して説明させていただきましたけども、令和 7 管理年度ですね、かたくちいわしについては既に 1 月から始まっているところでございますけども、先ほど説明させていただきました通り、12 月の答申を受けて手続きを止めておりましたので、この度、先ほどの答申に合わせてですね、この度、委員会の中で改めて諮問させていただくというところでございます。

くろまぐろとするめいかにつきましては、この 4 月からですね、管理年度が始まりますので、国から漁獲可能量の通知が来ております。

山口県にこのぐらい、この枠を貼り付けるよというところが来ております。

それがですね、遡って、資料のですね、27 ページから 32 ページにかけて添付しているところで、国から令和 7 管理年度の知事管理漁獲量の通知を受けましたので、次はですね、県の方針の中で関係漁業種類の配分基準に基づいて配分するということになりますので、今回はですね、その配分の内容についてのお伺いというところでございます。

資料の 34 ページ、35 ページをお開きください。

まずですね、かたくちいわし瀬戸内海系群、これについては既に 1 月から始まっているところでございます。

まずステップ管理対象資源ということで、いわゆる準備期間、TAC 管理の予行練習に近いというところでございますので、まずステップ 1 についてはですね、瀬戸内海系群、瀬戸内海一円で資源量っていうのを国から示されておまして、具体的に山口県に対してこのぐらいですよというところはステップ 1 では示さないということになってございますので、配分数量としましては、②の 1 番下の配分数量でございますけども、48,000 トンですね、内数ということで、山口県としてはこの数ですよというところで配分するというところでございます。

続きまして、くろまぐろの小型魚につきましては、配分基準の中で、当初配分につきましては、①の配分基準でございますけども、0.1 トンの留保枠を除き、平成 25 年から 27 年の間の漁獲実績を基本として、定置漁業とその他の漁業、主にはひき縄釣り等の承認漁業でございまして、配分するという事になってございます。

その配分基準に基づきますと、定置が 23.4 トン、その他が 11.5 トンというふうになります。

続きまして、くろまぐろ漁業の大型魚でございますけど、こちらについてはですね、県の配分基準の中で漁業種類ごとに区分しないで設定しているということでございますので、配分されたもののうち0.1トンを経済的留保枠として確保して、56.2トンを経済的留保枠のくろまぐろ大型漁業に配分するという形になってございます。

続いてですね、するめいかにつきましては、現行水準ということで、全国の中でも山口県、するめいかの漁獲量のシェアがですね、割合が低いということでございますので、いわゆるくろまぐろ等のような具体的に数字を示すという管理ではなくて、現行水準、目安数量を示されて管理するというような区分の漁業でございますので、国からは現行水準という形で示されておりますので、県の中の配分についても現行水準という形で設定するというものでございます。

こちらが国から示された配分数量に基づいて、県の方針に基づいてですね、県内の漁業種類ごとにどのように漁獲枠を設定するかという内容でございます。

続いて、36ページをお開きください。付帯決議というところで、こちらについてはですね、他のTAC魚種についても運用しているところでございますけども、年度途中に漁獲枠の変更があった場合の対応というところでございます。

基本的にはですね、法律で規定されてます通り、漁獲枠の変更があった場合は、関係の海区漁業調整委員会に諮問しないといけない、ご意見を伺わないといけないというところになってございますけども、その手続き中に漁獲量が積み上がったりすると漁業を止めないといけないと、そういった状況になる場合がございますので、くろまぐろについても漁獲枠が増える場合においては、事後報告とさせていただきたいというような内容でございます。

それが手続きの付帯決議というところで、もう1点ですね、36ページの②でございますけども、配分基準として資料の34ページ、すいません、帰っていただいて、現行の配分基準といたしましては、(2)の①でございますけども、34ページ、基本的には国からですね、配分があった管理年度当初からこの枠ぐらいの漁獲可能量でやってくださいというような配分があるところがございますけども、その当初配分以降の配分の変更があった場合はですね、この配分基準の中では、海区漁業調整委員会の意見を聞いた上で定めた方法に従って配分するという規定になってございます。

36ページに戻っていただきますと、毎年ですね、この海区漁業調整委員会の意見を聞いて定めた方法という中で、その方法をですね、ご意見を伺った上でその管理年度の中で運用しているというところでございますので、今年度もですね、お伺いをさせていただければというところでございます。

いわゆるその当初配分以降のですね、追加配分なり、他の県とのやり取りで枠が増えた場合、小型魚についてはですね、定置網漁業と承認制の漁業の中で配分基準を、当初配分については平成25年から27年の配分基準に基づいて配分するということになってございますけれども、それ以外の配分につきましてはですね、現在ですね、くろまぐろ資源管理協議会っていう、県内のですね、漁業関係者が集まってくろまぐろの資源管理について話し合う場が設けられておりますので、その関係者で合意を得た方法をこの海区漁業調整委員会が定めた方法ということでさせていただいて、運用させていただきたいなというところの付帯決議についてご了承いただきたいなというところでございます。

最後に、すいません、長くなりますけれども、39ページを開いてください。

瀬戸内海におけるくろまぐろの漁獲管理というところでの方針伺いということで、毎年ですね、これについて説明させていただいてるところでございますけれども、ご承知の通りですね、瀬戸内海につきましては、くろまぐろの資源管理が始まった当初、瀬戸内海での漁獲実績がなかったというところで、現時点ではですね、山口県内におけるくろまぐろを狙って操業できる枠というのはないというところでございます。

加えてくろまぐろ漁業を操業するにあたっては広域漁業調整委員会の承認を得る必要があるというところでございますけれども、瀬戸内海についてはその承認を得ている方もいらっしゃるということで、現実的に現時点ではですね、くろまぐろを目的とした漁業は操業できないような状況になってございますけれども、令和元年ですね、ヨコワが増えてきたというところで、流しさし網等でですね、くろまぐろが混獲されたという実態があることからですね、今年度もですね、0.1トンの混獲枠っていうのを設定させていただいてるところの報告と合わせてですね、40ページになりますけれども、基本的には県内でくろまぐろを狙って操業できる方がいらっしゃるという中で、仮にですね、さし網等で、死んだ状態でですね、かかってしまってやむを得なく水揚げをしないといけないという以外の場合ではですね、基本的には再放流を行ってくださいというところと、止むを得ず採捕した場合は、所属する漁協に状況を報告してくださいという文書を令和7管理年度も発出する予定にしておりますので、報告させていただきます。

長くなりましたけれども、以上です。よろしくお願いいたします。

森友会長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

小田委員 瀬戸内海に枠がないという話で、逃がしてください。で、最悪の場合は数量を報告してくださいっていうことだったら、もし仮に釣れても、逃がしていたら量がいつまで経ってもわからない。

永遠に枠が取れないということでは、意味がないので実際はこれ位瀬戸内海で混獲されてますということで、次の会議では少しでも増やすという方向性を考えてくれないとこのままでは何の意味もありません。

吉田主査 ご意見ありがとうございます。ちょっと現時点です、瀬戸内海におけるヨコワの漁獲実態っていうのはちょっと把握できてないという状況でございますので、県としてもですね、瀬戸内海におけるくろまぐろについて課題としてはあるという風に認識しておりますけども、現時点ではですね、ちょっと令和7管理年度においては、具体的に、瀬戸内海に配分された枠というのが実質上ないという状況でございますので、令和7年度につきましてはですね、瀬戸内海においてはこのような対応をさせていただきたいなというところと、ちょっと瀬戸内海における漁獲実態っていう部分についてもですね、県としても勉強していかないといけないかなというところでございます。

よろしくお願いいたします

小田委員 せめてね、混獲とかの量を報告しなさいと言うくらいは書いてくれてもいいのじゃないですか。

吉田主査 実態については把握していく必要性っていうのはご意見の通りだと思いますので、それについてはちょっとどのような形で把握していくかっていうところはあろうかと思いますが、実態の方はですね、この文章でやるか、実際に現地に戻って関係者からヒアリングを行ったとか、色々方法があるところでございますけども、実施していく方向で検討していきたいなという風に思います。

森友会長 ちょっといいですか。0.1トンの枠を配分していますが、市場に水揚げしないのであれば、全然枠を消化しないですがどうなのですか。

100kgですよ

吉田主査 はい、0.1トン、流しし網等で、もう死んだ状態でかかってきたものについては、放流っていうのは基本的には法律上はできないという風になってますので、水揚げせざるを得ないと、そういった時にこの0.1トンを消化していくというところですよ。

森友会長 四角の枠内に書いてあるのは、市場や個人的な販売はしてはいけな

いということでしょう。

だけど、報告だけはしなさいと。

吉田主査 今、小田委員からありましたのは、放流した場合の――。

森友会長 今から増えるのであれば、小田さんが言われたようにする必要があります。

瀬戸内海もどうなるか分かりません。去年も秋口、小祝島の沖で飛んでいました。

100kg サイズがボコボコ飛んでいたということです。見た漁業者がたくさんいます。

河野委員 今、本当にどうなるか分かりません。

この3月にうちのさわらでも1日で1トンの漁獲がありました。

この時期さわらはあまり獲れないのですが、1～2トン漁獲してきました。

何が急に獲れるか分かりません。

海がおかしくなっています。

小田委員 実際に香川県でありました。

森友会長 600～700kg かかったということです。2～3年前です。

100kg までは水揚げしても良いということですね。

吉田主査 狙って獲らなければ良いということです。

承認を得ていないので、混獲した場合でかつ斃死した等の止むを得ない事情がある場合は良いということです。

森友会長 一度に何百kg かかった場合は、日本海側と調整する必要がありますね。

梅田副会長 ちょっといいですか。今、皆さんの発言からすると瀬戸内海でも、ヨコワは結構水揚げされるようになってるという実態を踏まえながら、まぐろの管理をどうするかを考えないといけません。

漁業者は、かかったものについては売る気がする。

今言ってる、死んでいたらとか、生きとるかどうか、そんなこと関係ないからね。かかれば、お金にしようと思います。

昔は全然いなかったと。そういう中で、年に数回ぐらいのレベルだったらいんだけど、結構常習的に獲れたりする、今そういう海況になったんでしょうね。

吉田主査

森友会長

森友会長

森友会長

吉中主查

– 30 –

それを確認した上で意見を付して、海区漁業調整委員会に報告をするということになっております。

2として作成留意事項ということで書いておりますけど、これは漁業法改正に伴ってですね、始まったものということで、令和3年の2月に県の方から、こういった形で報告を出してくださいという通知を出さしてもらっております。

3として、提出状況ということで、今回につきましては令和5年の状況の報告という形になります。

4で提出内容ということで書いておりますけど、このA3の資料に報告をまとめています。これちょっと色々書いてありますので、また持ち帰ってですね、見ていただければと思います。

今回、令和5年の報告を受けてですね、県知事としての意見ということで45ページに書かせてもらっております。

提出されました報告については、一部について、水揚げ状況が把握できていない漁業権とか、利用が低調な漁業権というのも見受けられております。

この報告についてはですね、漁協が組合員の水揚げの把握がスムーズに行えるようにということで、令和6年1月1日の漁業権の切り替え、共同漁業権ですけど、令和5年度の共同漁業権切り替えに合わせて漁業権行使規則に行使権に基づいて水揚げしたものについては、組合の方にちゃんと報告してくださいねというような規定を行使規則に盛り込んでいるところでございます。

また、利用が低調な漁業権については行使者の減少なり、高齢化等によって操業頻度が低下しているということもあるとは思いますが、漁業権により行使状況には濃淡というのがありまして、利用が低調なところについてはですね、漁場の入り会い等の促進ということで、これについては、令和5年度の漁業権切り替えに合わせてですね、行使規則で、行使者の資格について柔軟に対応できるような形で措置をしているところでございます。

最後に、現状において法に基づく指導なりの対象となる事例っていうのは見受けられないということですけど、この漁業権の利用実態としては適切かつ有効に活用することは、漁業権者に課せられた義務ということで、引き続き適正な制度運用について各漁協に指導して行くとともにですね、今後、法に基づく指導等が必要な場合の取り扱い等について検討をさせていただいた上で、実際この法に基づく指導等がですね、必要ということでありましたら、調整委員会の意見を踏まえて指導を検討したいと考えております。

以上です。

森友会長

ただいま説明がありましたが、どなたか質問ございませんか。

-----質問等なし。-----

森友会長 ないようですので、続いて、報告事項イ「付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について」水産振興課よりお願いします。

吉田主査 はい、水産振興課生産振興班の吉田から、資料の４８ページに基づいて説明をさせていただきます。

さば類のですね、漁獲可能量の変更というところで、資料の４８ページですけども、こちらにつきましては、サバの管理年度が７月から始まりますけども、管理年度が始まる前に漁獲枠が増えた場合は、本来であれば委員会の諮問を経て手続きをしないといけませんが、その手続き中に漁獲量が超過することがないように事後報告とさせていただいているところございまして、今回は令和７年の２月１７日に、国からですね、国が留保枠という形で一部調整枠というものを持っています、その中から２００トンを追加されたというところで、２，８００トン、県全体２，８００トンから３，０００トンになったというところございまして、その報告をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

森友会長 ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

-----質問等なし。-----

森友会長 よろしいでしょうか。はい、以上を持ちまして本日の議会は終了しましたが、他に何かございません。

それでは、特にないようですので、委員会を閉会させていただきますが、これをもって第２２期の委員会は終了となりますので、私の方から一言、今期のまとめをさせていただきたいと思います。

委員の皆様には、令和３年４月から４年間、様々な議題について活発に議論していただきました。改正漁業法による新たな資源管理や漁業調整など難しい問題も多々ありましたが、皆様のおかげで、役割を果たすことができたのではないかと考えています。ご協力いただきありがとうございました。

来月からは新体制での委員会が始まるわけですが、国がＴＡＣ魚種の拡大に向けて積極的に進めているほか、漁業調整問題も散見されており、この委員会の役割はますます重要になると考えています。

委員の皆様の中には今期限りの方もおられると思いますが、引き続き本県水産業の発展にご尽力いただければと思います。

また、来期も残られる委員の皆様には、引き続き、本県水産業の舵

取りを一緒に考えていただければと思います。

最後に、山口県漁業者の大漁と航海安全、そして皆様のご健勝を祈念しまして、締め言葉とさせていただきます。

4年間、大変お疲れ様でした。

(14 : 30 終了)

上記のとおり令和6年度第7回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会の議事の経過及びその結果を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員2名が署名押印した。

令和7年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人